

室内陸上競技場公認に関する細則

(総則)

第1条 室内陸上競技場の公認については、競技規則第6部室内競技、公認陸上競技場および長距離競走路ならびに競歩路規程および陸上競技場公認に関する細則によるほか、この細則に定めるところによる。

(距離計測)

第2条 陸上競技場の距離計測は、つぎのとおりとする。

- (1) 計測の基準は、床にマーキングまたは鋏で印された中心点(礎石に該当)と線(角石に該当)を基準とする。従って、これらの設置は十分な正確さを必要とする。
- (2) 計測器具、計測方法、実長の算出、曲走路の計算法については、陸上競技場公認に関する細則を適用する。
- (3) 曲走路においては、巻尺を勾配に沿った状態に置き、中心点から曲走路内側の縁(走路との境界線)まで20箇所を計測する。
- (4) 1周の距離(L)の許容誤差 $0.0002 \times L$ 以下、マイナス(-)は、認められない。

(曲走路の移動)

第3条 直走路の長さを確保するために、曲走路の一部分を移動式にしてもよいが、速やかに撤収、組立が行われるよう工夫されなければならない。

(縁石)

第4条 縁石の高さは走路と同一レベルでもよいが、設置する場合は確実に固定され、収納時を考慮してとりはずし式でもよい。曲走路部分は正しい円弧となるようにする。

(室内陸上競技会)

第5条 室内陸上競技会は、すべて写真判定装置を使用しなくてはならない。

2. 競技会の主催者は、すべての走路、助走路の合成物質または木製の厚さを要項およびプログラム等により明示しなければならない。

(公認競技場)

第6条 公認競技場はつぎの3種類とする。

種 類		20A	16B	13C	
1 周の距離 (L)		200m	160m	133m35	
距離の公差		0.0002 × L 以下、マイナス (-) は認めない。			
直線トラック	レーン	数	8	6～8	6～8
		幅	1m220 又は 1m250	1m220 又は 1m250	1m220 又は 1m250
	空地	スタートライン 後方	3m 以上	2m 以上	2m 以上
		フィニッシュラ イン前方	15m 以上	15m 以上	15m 以上
	傾 斜 度		幅 1/100 以下、走る方向 1/250 以下、 全体 1/1000 以下		
楕円形トラック	レーン	数	6	4～6	4～6
		幅	1m～1m100	900mm～ 1m100	900mm～1m100
	半 径		15m～21m	13m 以上	11m 以上
	傾 斜 度		18 度以下	①直線の終りから 5m までなら かな傾斜度をとる。 ②第 1 レーンと外側のレーンとの傾 斜高は、800mm 以下もしくは傾斜 部分の最も高い個所の 1/2 以下。	
電気機器等の配管		コンピューター端末器、その他電源を要する機器 について、配線が埋設できる設備を要する。			
練習場		幅 5m 長さ 50m 以上の走路があることが望ましい。 ただし、ウレタンマット敷でもよい。また仮設でも よいが、走幅跳、三段跳、棒高跳の設備があるこ とが望ましい。			
トレーニング場		大会時には臨時施設でもよいが、筋力トレーニ ングができる広さおよびウエイト・トレーニングの機 器があることが望ましい。			
更衣室		利用できる設備があること			
浴場またはシャワー		利用できる設備があること			

国際大会では 20A が望ましい。

(走高跳)

第7条 走高跳の助走路はつぎのとおりとする。

長さ	15m以上	IAAF 競技会規則第1条 (a) (b) (c) は 20m
傾斜度	最後の助走距離 5m は水平面とする	楕円形のトラックの傾斜面から助走した場合を含む

第8条 棒高跳の助走路はつぎのとおりとする。

長さ	40 m以上	できる限り 45 mを確保する
幅	1m220 又は 1m250	
傾斜度	最後の助走距離 40 mは水平面とする	楕円形のトラックの傾斜面から助走した場合を含む

(走幅跳、三段跳)

第9条 走幅跳、三段跳の施設はつぎのとおりとする。

助走路	長さ	40 m以上	できる限り 45 mを確保する
	幅	1 m 220 又は 1 m 250	
	傾斜度	最後の助走距離 40 mは水平面とする	楕円形のトラックの傾斜面から助走した場合を含む
踏切板	走幅跳	砂場から 3 m以上	
	三段跳	砂場から 13 m以上	
砂場	長さ	7m 以上	
	幅	2m750 以上	
	深さ	300mm以上	

(砲丸投)

第10条 砲丸投の施設はつぎのとおりとする。

サークル	内側の傾斜度 1/1000 以下で砲丸落下地域と同一レベルとする
着地場所	砲丸の痕跡が付き、そのはずみを最小にするような材質とする
投てき角度	34.92 度の角度線をできない場合は、34.92 度の扇形の中心線を平行にする。扇形ラインが平行である所では、ラインの最小距離は 9m とする
防止柵	男女の世界記録より 500mm以上離して設置する

(申請書の添付書類)

第11条 公認の認定を受けようとするときは、競技場認定申請書に設計図を添えなければならない。

(公認証)

第12条 派遣検定員は、実測調査の結果、規則に適合している場合は合格証を交付する。公認証は後日送付する。

2. 公認の有効期間は、大会期間中とする。従って、再組立の都度、認定申請手続を必要とする。
3. 室内棒高跳競技場の場合の公認の有効期間は、5カ年とする。

(用器具)

第13条 競技場に備える用器具は、陸上競技場公認に関する細則第19条に定めるものに準じる。

2. 室内棒高跳競技場に備える用器具は、別に定める。

[備考] その他競技会に必要な用器具を備えること。

付則	1990年1月 制定	1994年3月 修正	1996年3月 修正
	1999年3月 修正	2001年3月 修正	2003年3月 修正
	2006年3月 修正	2007年4月 修正	2010年4月 修正
	2014年4月 1日修正		